

日中両国におけるヘンリー・ジョージの思想の受容

——主として孫文・宮崎民蔵・安部磯雄らの土地論をめぐって——

伊 原 沢 周

【要約】 本論は、ヘンリー・ジョージの思想の受容をめぐって日本と中国の土地問題を検討するものである。日本の自由民権運動から社会主義運動へ、中国の辛亥革命運動から新民主主義革命運動へと発展する過程において、両者の共通点と相違点は、実にさまざまであった。土地問題をめぐって展開された議論は、いずれもヘンリー・ジョージの単一租税論と直接か間接に関連している。日本では、単一租税論がキリスト教社会主義者の間で唱えられただけであったのに、中国では、クリスチャンである孫文が、単一租税を一つの土地政策として実施した。ヘンリー・ジョージの単一租税論に影響された日本と中国が、その思想に対して、どう吸収し、また、どのように反響したかについてを究明し、両国の近代化の理解を深めるのが、本論の主な目的である。

史林 六七巻五号 一九八四年九月

はじめに

アメリカの社会主義者ヘンリー・ジョージ (Henry George 1839-1897, 以下、H・ジョージと略記) の単一租税 (Single Tax) 論は、彼の著書『わが土地および土地政策』(*Our Land and Land Policy*, 1871) と『進歩と貧困』(*Progress and Poverty*, 1880) の中にはっきり示されている。この理論の提起によって欧米の経済思想史は一つの注目すべき時代に入った。それはまたアジアにおける日本や中国にも大きな影響を与えずにはおかなかったのである。

いうまでもなく、地価課税によって全地代を社会に納め、労働や資本へのあらゆる税金を撤廃することを唱えたこの単一租税論は、イギリスのハーバート・スペンサー (Herbert Spencer, 1820-1903) とジョン・ステュアート・ミル (John Stuart Mill, 1806-1873) の土地に関する理論に影響されている。スペンサーは『社会平権論』(Social Statics, 1850) の中で、土地に対するすべての人々はその平等使用権がある ("The doctrine that all men have equal rights to the use of the Earth") と主張している。また、ミルは『経済学原理』(Principles of Political Economy, 1848) の中で、"財産の神聖" が論じられる時、土地財産は他の財産と同一程度に神聖であるのではない、ということと記憶せねばならぬ、何びとも土地を造ったわけではない、それは全人類の原始的相続財産である ("When the 'sacredness of property' is talked of, it should always remembered, that any such sacredness does not belong in the same degree to landed property. No man made the land. It is the original inheritance of the whole species.") と述べている。これらの土地に対する考えは、"ジミージ" の土地制度改革論の形成と密接につながっている。

単一租税の理論はそれほど深いものではないが、底辺の人々の苦しみを目を向けたところが一般大衆に受け入れられたといえよう。十九世紀後半、欧米先進国では産業の発達にともない、地代が急騰し、その値上り分がすべて少数の資本家の手に納められ、社会における貧富の差がますます著しくなった。つまり、このような貧と富の不平等の根本的な原因は、土地独占によって生じたものである。土地独占は、社会の発達とともに、ますます少数の金持の手に集中するようになった。H・ジミージは、自然法 (Natural Laws) 的観点から、土地の独占こそが社会的弊害の根源であるとし、この弊害を除去する方策について、『わが土地および土地政策』の中で具体的に述べている。すなわち、一、土地面積は制限して与えること、二、土地独占化を阻止するため、地代重課の税制を行なうこと、三、重い遺産相続税を課することなどである。彼は後に、この思想を踏まえて、さらに発展させ、『進歩と貧困』を著わした。同書第八編第一章「私的土地所有は土地の最善の使用と矛盾する」(Private property in Land inconsistent with the best of use Land)、同編第二章「土地に対す

る平等権はいかにして主張され、また確保され得るか」(How equal rights to the Land may be asserted and secured)および同編第三章「課税原則によって試みられる計画」(The proposition tried by the canons of taxation)などにおいて、土地共有論は道理上においても実際上においても、もとより間然するところがない、しかして、いかなる手段によってこれを実行するか、それはすなわち地租の外、一切の課税を廃止することだと指摘している。しかし、一切の課税を廃止して地租のみとする時は、租税徴収上にかかる影響があるかについて、H・ジョージは、一、諸税中、地租はその徴収最も便利にして、かつ、最も安直なるものである。土地はこれを運搬することができず、また、これを隠蔽することもできない、したがって、一度その地租額を決めると、これを徴収することはきわめて容易であること、二、地租を加重しても、これにより物価を騰貴させる心配はなく、したがって消費者に税金を負担させる弊害もない、としている。要するに、複雑な諸税を全廃し、単に地代、すなわち地租のみを収めて、政府行政の経費に充てるという単一租税制は、最も理想的なものであると強調している。

単一租税論は、ただ貧しい人々の苦しさを訴えるだけでなく、きわめて強い倫理的、宗教的信念を持ってその理論を展開している。H・ジョージによれば、平等(equality)もしくは正義(justice)の下における結合(association in equality or justice)^④こそが神意に基づく人類進歩の法則であって、人類がこの自然法則に従うかぎり無限の進歩が可能である、としている。つまり、人類進歩の根本的条件は、平等もしくは正義の結合である。この結合による不平等や正義の克服という宗教的倫理観は多くの人の心を打ったのである。イギリスのフェビアン協会(Fabian Society)は、このH・ジョージの影響を受けたところが少なくなかった。H・ジョージの思想、ことに単一租税論をアジアに紹介し、またそれを実現させようとしたのは、宣教師と民権思想を有する人々である。本論は日本と中国を中心にして、その単一租税論のそれぞれの受容と影響を探究しようとする。

① *Social Statics*, New York, 1892, P. 65.

② *Principles of Political Economy*, New York, 1909, P. 233.

③ Henry George, *Progress and Poverty*, New York, Copyright, 1924, by Anna George de Mille, pp. 152-171.

④ 山崎義三郎『ヘンリー・ジョージの土地制度改革論』、一九六一年、泉屋書店、P. 40.

一 日本での受容とその影響

明治維新後の日本は、一八七三年（明治六年）地租改正条例を公布し、従来の土地に対する封建的領有を廃止したが、耕作農民、ことに小作人の地代は依然としてきわめて重かった。^①地価修正や地代軽減をめぐる激しい論争が自由民権主義者たちの間で交わされていた。^②また、外来思想の導入について見れば、すでに一八七一年（明治四年）J・S・ミルの『自由之理』（*On Liberty*）が中村敬宇によって、また一八八一年（明治十四年）H・スペンサーの『社会平権論』が松島剛によってそれぞれ邦訳されている。したがって日本がH・ジョージの思想を受容したことはきわめて自然な成り行きである。

一八八七年（明治二十年）二月、『国民之友』の創刊号に、H・ジョージの『社会問題』（*Social Problems*）の中の“The rights of man”という一章が池本吉治によって「人の権理」と題して邦訳された。訳者の池本は、H・ジョージについて、次のように述べている。

ヘンリー・ジョージ氏ハ米国有名ナル社会主義ノ学士ニシテ、著ス所『進歩及貧乏』、土地疑問等ノ書アリ、其平生平等、真理ヲ講シ、社会ノ弊習ヲ論スル卓抜剴切大ニ世ノ耳目ヲ聳動ス。他訳スル所ノ本篇ノ如キ、其貧富ノ懸隔、人權ノ伸ヒサルヲ論スルヤ、痛快切実誠ニ云フ可カラサルノ妙アリ。^③

また同年、同志社英学校の米人教師ラーネッド（D. W. Learned）の経済学講義の原稿が『経済新論』と題して邦訳され出版された。その中で、H・ジョージの『進歩と貧困』を取り上げ、「其書ハ文字婉麗、語氣剛壮ナルヲ以テ、発売ノ冊数実ニ夥シク、一時大ニ経済社会ヲ聳動セシト雖ドモ、細カニ之ヲ閱讀スレバ、誤解僻説ノミニシテ、殊ニ貧困救済案ノ如キハ、一モ取ルニ足ルベキモノナシ、ト謂フモ過言ニアラザルナリ。」^④と批判を加えている。また、自由主義経済学者

として知られる田口卯吉も、『東京経済雑誌』第三五九号（明治二十年三月十九日）で、「地租と物価との関係如何」（続）と題して「夫の『進歩及貧困』を著はして近時に有名なるヘンリ、ジョージの如きは、飛舞雀躍両手を揚げ大呼してミル氏の此地租論を賛成する」、しかし、「ミル氏の地租論は果して信なるや否や吾輩茲に至て三たひ之を問はざるを得ざるなり。」と間接にジョージの単一租税論を批判している。

これらによると、明治二十年頃には、H・ジョージの思想が日本に始めて紹介されるとともに、田口らはそれに批判的であったことが、明らかである。

明治十年代の自由民権運動の高揚期において、地租問題の解決はその一つの注目の焦点であった。自由党が結党した際（一八八一年十月二十九日）、盟約三章、党規一五章を定め、その中で、租税軽減を要求することを中心にすえ、農民の権利を確立しようとしている。^⑤

慶応義塾に入塾して直接福沢諭吉の教えを受けた城泉太郎は、自由民権思想に心酔し、民権運動の最高指導者である板垣退助の招きで一八七八年（明治十一年）の春から夏に至るまで、土佐の立志学舎に出張講義をした。また一八八四年（明治十七年）から一八八七年（明治二十年）にかけて再度、板垣に招かれて高知共立英学校の教頭としてそこで英語を教えた。在職中、城はスペンサーの学説を講義しながら、地方有志者の民権運動に力を入れた。一八八七年、後藤象次郎らの大同団結運動が起った時、城は後藤の懇請で上京して、中江兆民とともに、その運動の謀議に参画した。その頃、土地問題の研究に没頭した城は、H・ジョージの『社会問題』・『進歩と貧困』などを熟読していた。板垣と中江の助言によったものか、城は、ついに『進歩と貧困』などの要旨を邦訳し、一八九一年（明治二十四年）三月に『賦税全廃済世危言』と題して出版した。漢文で書かれた同書の序文は次のように述べている。

氏日者著社会問題并貧困原因論二書、痛論時弊無忌憚、語々凱切、言々悲痛、其慮國家之將來、画救治之策、明如指掌。一読之、使人悚然而懼、慘然而悲、慨然而怒而不自知。余嘗読之、深喜其說。明治二十年之春、摘訳其要旨、廿一年之夏更補訳之、蔵諸篋

その大意は、H・ジョージの『社会問題』・『進歩と貧困』を読んで、その説に深く感じるところがあり、一八八七年の春、それらの要旨の邦訳に着手し、翌年、さらにそれを補筆して筐底に蔵した、という。しかし、一八九〇年(明治二十三年)国会開設後、土地の問題がやかましくなったので、それに対応するため、翌年、城はそれらの要旨の訳稿を整理して刊行したのである。

この『賦税全廃濟世危言』の第一章の「総論」から第十二章の「間接ノ奴隸」までの内容は、『社会問題』の中から選んだものを、第十三章の「国債及間税ノ弊害」から最後の第十六章の「社会ノ改造智徳ノ発達」までの内容は、『進歩と貧困』の第六編第二章「真の救済策」(The true remedy)から第九編第四章「社会組織および社会生活に引き起こされるであろう諸変化について」(Of the changes that would be wrought in social organization and social life)の要旨を、それぞれ邦訳し、さらに城の個人的意見を加えてまとめている。その目的は、当時唱えられていた地租軽減論に批判を加えることにあった。なぜなら、地租軽減が行なわれれば、地主には利多くして害少なく、貧農を救済することはとうていできないからである。^⑦いうまでもなく、土地政策に対する城の考えは、全くH・ジョージの単一租税論の祖述である。このことは、『賦税全廃濟世危言』後半での「天下ノ土地ヲ悉ク共有物ト為サザル可ラズ」という土地共有論や「一切ノ間税及直税ヲ廃棄シテ、地租ノミト為ス」^⑧ということばの中に、明言している。この城の著書はH・ジョージの思想を日本に詳しく紹介した最初の書物であるといえる。共に単一租税論を熱心に唱えたのは、城と親交のあった米人宣教師チャールズ・E・ガルスト(Charles E. Gurst)である。ガルストは一八九三年(明治二十六年)「再び渡来して居を東京に定め、伝道の傍ら単税主義を唱へ出せり。此主義の唱道たる氏が帰国の際ヘンリー・ジョージの論を聴きて開発するところあるに基きたるものにして、基督教と相俟ちて靈肉俱に生命を与ふべき救世の道と深く信ぜしに拠れるなり。(中略)我邦にも主府及び地方の新聞雑誌にして、氏の寄稿を掲載したるもの少々ならず。又自資を投じて単税に関する種々の著作をなし、自ら号

して単税太郎^⑩と称した。一八九八年（明治三十一年）東京で死去するまで、ガルストはH・ジョージの思想を宣伝し、単一租税論を主張し続けた。彼の著書『単税経済学』の刊行（一八九九年）は、城の『賦税全廃済世危言』（一八九一年）より八年ほど遅れたが、日本の土地政策や社会主義運動に及ぼした影響は、無視するわけにはゆかない。田口卯吉は、ガルストに対して次のように述べている。

君の意見はヘンリー・ジョージのを祖述するものにして専ら市街宅地に関せり、余は未だ単に地租のみを以て、国費を弁じ得べきを信せず、而して君は専ら単税を主とせり、故に其末は則ち異なる所なきにあらざと雖も、地主独占の利を殺ぎ之を社会公共の用に供し、以て財主と労働者との所得を増加し、国民の福利を進歩せんと目的に至りては全く相合せることなり。^⑪

単一租税論に疑問を抱いていた田口は、ガルストの主張に賛成できなかったにもかかわらず、地主の土地利益独占に反対する点ではガルストと一致している。一八九八年「地租増徴案の我衆議院を通過せしを歓び」、ガルストは、これは単税主義に近づく一段階であって、これによって日本の福祉が増進すると信じていた。^⑫つまりガルストは、単一租税制を実行すれば、

人間の自由を束縛せず。加之の税あるの故に、真正なる労働者は、地主の圧制を免かれ、全力を生産の増殖に注ぐを得べく、更に貿易の自由あるを以て、内外を問はず、人種を論ぜず、需要のある処、之を供給し最も正当なる利潤を得て、生産社会は將に昇天の歓あらん。^⑬

という理想的な福祉社会、差別のない自由平等の世界となるはずであると考えていた。

このようなガルストの思想は明らかにキリスト教の自由・平等・博愛から生み出されたものである。いわば一種のキリスト教社会主義思想である。

H・ジョージの学説を祖述するガルストと城は、いずれも地租軽減論に批判を加え、土地国有論を唱えているが、両人の思想は、必ずしも終始一致してはいなかった。このことについて、昆野和七は次のように指摘している。

ガルストは軍人から転じて外国基督教伝道会社の日本の派遣員となり、ヘンリー・ジョージの学説に共鳴してその信奉者になり、基督教人道主義と単税主義とを打って一丸とする理想をもっていた。決して彼れは深い経済理論の根拠に立つものではなかった。城はこれに引きかえ、明治十年以前に、コント、ロック、ホッブス、ブルードン等の諸説に接して早くから社会問題に注意を向け、経済学ではスミス、マルサス、リカルド及びミルの学説を味読した。明治十年代にはマルクスの学説にも接していたらしい。彼は土地問題から労働問題に移って行き、独占資本の打破を目指し、また普通選挙法の制定に晩年の目標をおいていた。^⑮

前述のように、明治十年代において、城は積極的に自由民権運動に参加した。しかし、後藤の大同団結運動の失敗にともない、民権運動は終止符を打った。やがて中江兆民は大井憲太郎と自由党を再興し、『あづま新聞』を発行して、社会問題を論じている。山路愛山によると、城は「中江兆民と交り、兆民推して社会主義を知る人」^⑯となした。一八九八年（明治三十一年）に至り、労働問題の深刻化にともなって、城は神戸で労働組合研究会を創立した。彼が土地問題から社会問題に移行したのは、おそらくこの頃であったと思われる。それと同じ頃に、キリスト教社会主義者として、平等博愛の人道主義を唱える安部磯雄はガルストとともに、東京で社会主義研究会を設けた。一八九九年（明治三十二年）五月二十八日、安部は第七回社会主義研究会で「ヘンリー・ジョージの社会主義」と題して研究報告を行なった。その中で、

貨幣低落の原因は地代の掠奪にありて、此制度を維持する以上は、社会の進歩と貧困は必然相伴ふものなること明白なりとす。之を救済するの途他なし、此地代なるものを個人の所得となさず、社会全体の所有となすにあり。ヘンリー・ジョージの単税論は、即ち地代を社会全体の所有と為すの手段に外ならざるなり。^⑰

と述べている。安部は、ジョージの『進歩と貧困』は、マルクスの『資本論』とともに社会主義者の經典として尊重されるものである、と指摘している。^⑱確かにジョージの思想は明治三十年代の日本の社会主義運動に大きな影響を与えた。たとえば、当時の社会主義研究会に参加し、後にアナキズムの指導者となった幸徳秋水（伝次郎）も『進歩と貧困』の愛読者であった。

一九〇〇年（明治三十三年）一月、安部磯雄が社会主義研究会の会長に選ばれ、同会の会名も社会主義協会と改められた。やがて同会はさらに社会民主党となった。当時、同党の「理想綱領」の中には、「生産機関として必要なる土地及び資本を悉く国有とする事」という一条がある。^②

土地国有論を唱える安部は、

土地は空気や水と同じく自然の賜であって、私共個人が私有財産として取扱ふべき所のものでない。若し空気や水の独占が人類社会に大なる危険を及ぼすものであるとすれば、土地の私有も当然同一の害毒を生ずる筈である。今や世界共通の貧乏という社会的現象は主として土地私有制度の結果であると断定することが出来る。土地私有は道徳上から見て不義不正であるのみならず、経済及び政治の方面から見て少しも弁護すべき点がない。国家が如何に社会政策に熱中しても土地問題の解決に手を触れない限り貧乏病の撲滅は永久に望まれないことである。^③

と述べている。これは明らかにH・ジョージの自然法思想と人道的宗教観から打ち出された土地国有論である。しかし、単一租税論については、彼は、「現今の経済組織の下に於て地代の全部を徴収する事は殆ど不可能のことである」と考えており、むしろ実行し易い「社会政策としては地税の増徴ということが最も適当なる方法である」と信じていた。にもかかわらず、もし将来において「悉く地代を徴収する様な法令が制定せられるならば、私は勿論これに対して賛意を表せざるを得ない」といつている。^④

当時、日本の経済構造から見れば、単一租税制が行なわれることは事実上困難であるが、地税の増徴は「社会政策の上から見て大なる好結果を生ずる」ことになる。というのは、「土地によりて多額の地代を得ることが出来ぬ様になれば、必要もなき大面積の土地を所有する理由がなくなる。其結果として総ての人が必要なる小面積の土地を所有することとなり、従つて土地の分配は比較的公平に行はれる様になる」からである。^⑤このように考えた安部の地租増徴論は、当時日本における社会主義者に相当の影響を与えたと見られる。地租増徴の実効について、安部は「地価増加税の成績は極めて良

好であつたため独逸帝国政府は之を国税となさんとする案を一九〇九年の議会に提出したのであるが、一九一一年の二月遂に議會を通過して法律となつた。」との例を挙げてみずからの主張の正しさを裏付けたのである。

さて、土地問題は明治二十年代まで自由民権運動の一つの闘争目標であつたが、三十年代に入ると、社会主義運動の論題となつた。安部と同じく、土地問題に関心を持ち、また、当時中国の革命家ともかわりを持つていた土地均享の論者は、宮崎民蔵(巡耕)である。

民蔵は宮崎滔天(寅蔵)の兄である。「亡長兄八郎ハ自由民権論者ニシテ、明治十年ノ役、賊軍ニ投シ戦死シタリ。民蔵ハ其ノ感化ヲ受ケ、十七、八歳ノ頃、土地ハ天造物ニ付、各人平等ニ所有スヘキモノナリトノ信念」^④を持ち、後に東京に遊学し、中江兆民の仏学塾に入り、さらに兆民の思想に影響され、天賦人權論によつて地球上の全土地は全人類の共有物だという主張を、いっそう明確にしていゝた。やがて彼は病氣のため、東京から郷里(肥後玉名郡荒尾村)に帰り、小作人の窮状を見て、ある日、滔天に向かい、

沢山の土地を一人で私有して、おまへ方に小作をさせて其徳米で座食すると云ふことは、固より道理ではない。実は今にも分配しておまへ方にやりたいが、少焉堪忍して吾等を賁いで居つて呉れ、一ト通りの学問が出来て世の中に立てば、必ず此不道理を打破ることに尽力して、広く小作人のために權利の恢復をやる、今は準備の時代ぢや、準備が出来ねば戦争もされぬ。^⑤

といつてゐる。

土地復権の主張を実現させるため、一八九五年(明治二十八年)十二月五日、民蔵は、九州有明海浜にある友人吉田市川の宅において、同志たちを集め、土地均享主義実行のことについて研究を始めた。^⑥翌年九月、民蔵の『土地所有法理ノ点檢』・『土地所有法改正之議』の草稿が完成した。これは彼の一年間の研究の成果といつてよい。土地所有法理の点檢の中において、人間の財産は二種類に分かれる。すなわち、一つは人間の労働力によつて得たものと、いま一つは天造のものである。前者は私有物であるのに対し、後者は共有物である。土地は「明ニ天造物ニシテ、自在ニ分離ス可ラサル性質

ナルヲ以テ、人間一般ノ共有タルモノナリ。故に人間カ其利益ヲ受有スルニハ、平等ノ法則ニヨリテ配給セラルコト是正当ノ道理ナリ」としている。^②このような法理によって生み出された土地復権思想を「我郷土ナル本邦ニ提起スル前ニ、世界ノ重モナル邦土中ノ志士ニ計ルト、同時ニ他邦ノ志士カ社会改革ニ対スル意向ト運動トヲ実視スルハ、大ニ必要ナリトノ感念^③」を起し、友人相良迫川（寅雄）と相談して、まず米國に渡航することになった。

民藏と相良は郷里から上京する途中、当時、岡山の教会で伝道していた安部磯雄を訪ね、安部の紹介によって東京在住のガルストに面会することができた。ガルストは「単税ヲ主張シ、予等ハ均有テ主張スル点ニ付テハ違ツテ居ル、サレト、其主義ト精神カ一致スル為メニ、氏ハ大ニ喜ンテ数々予等ノ宿所ニ来リ、予等カ氏ノ室ニ行キ常ニ快ク談論^④」した。ガルストは当時サン・フランシスコにいたアメリカ合衆国単税派の老将チャーレス・クリッジにであつた紹介状を民藏に渡しなから、「君等此人ニ面会セハ大統領ニ面会スルヨリモ多クノ利益ヲ得ヘシ」という。

民藏が東京を立ちアメリカに向かつたのは一八九七年（明治三十年）二月二十五日であつた。米國に到着した後、「米人ノ家ニ入り給仕ヲナシ、或ハ労働者ノ群ニ入り労働ヲ為シタルコトアリ」という生活をし、アメリカでの活動は決して楽なものではなかつた。その苦勞の中で労働者の生活をみずから味わつたことは、彼の小作人の解放運動への想いをいっそう強めたと考えられる。

在米中の民藏は、ガルストに紹介されたクリッジをはじめ、在米各國の革命グループを訪ね、意見を交わした。その中で最も注目されるのは、中国革命の指導者である孫文との関係である。孫文はロンドン遭難後、しばらくイギリスに滞在し、大英博物館で南方熊楠と交友した。一八九七年七月二日、孫文はロンドンを出発してカナダに向かつた。同年七月十一日モントリオールに着いた孫文は、同月二十日ビクトリアを離れて日本を来訪するまで、一週間以上もカナダに在留した。当時、すでに有名であつた孫文に対して英米諸國の新聞はその行動を詳しく報道していた。ちょうどその頃、サン・フランシスコに着いたばかりの民藏は、孫文への賞讃の念を持っていたが、孫に対面する機会はなかつた。このことにつ

いて、滔天は次のように述べている。

當時予ノ長兄美国^{アメリカ}ニ在リ。彼予二兄（弥蔵）ト共ニ支那革命ニ志アルヲ知ルガ故ニ、孫君ノ真影ト其主張人物ヲ賞讃セル横字新聞ヲ送り、附記シテ曰ク、「支那国衰エタリト雖モ猶此ノ如キノ人物アリ。以テ大ニ人意ヲ強クスルニ足ル。想フニ汝等支那ニ游ブノ日モ遠カラズ。到ラバ必ず其党与ノ人物ヲ物色シテ、之ト締交セヨ。彼等ハ嘗ニ支那ニ於ケル最進歩ノ党与タルノミナラズ、恐ラクハ亜細亞ニ於ケル最進歩ノ党与ナラン」^④

民蔵の書を受けた滔天は、横浜へ行き、カナダから日本を訪れる孫文に会見しようと待っていた。孫文は同年八月十六日横浜に到着し、滔天との初対面は同年九月頃であった。後に宮崎兄弟は孫文と親しくなり、ともに土地の均権論を唱えた。さて、海外で同志を求めるため、ついに一九〇〇年（明治三十三年）三月、民蔵は「土地復権に付き全人類に檄告する」という英文趣意書六百部をニューヨークで印刷し、各方面に配布した。^⑤その後、ロンドン・パリと移住し、各国の土地問題に関心を寄せる革命家とのつながりをみやげに、同年十一月二十八日、海外における約四年間の苦闘の生活を終え、ヨーロッパから神戸に帰った。

一九〇二年（明治三十五年）四月六日、土地平等享有権を得るため、民蔵は東京神田の青年会館で同志を集めて「土地復権同志会」を結成した。その主義については「本会ノ目的ハ土地平等ノ享有権ヲ回復シ、人類独立ノ基礎ヲ確実タラシムルモノトス」とある。また、その綱領には「本会ハ総テ人工ニヨリテ成ルモノハ其勞者之レヲ有シ、天然力ニヨリテ成ルモノハ凡テ人類平等ニ享有スヘキモノナリトノ原則ニ従ヒ、其實行ヲ期スルモノナリトス」とある。^⑥この結成集会に参加した人数はわずか十数名であった。その上、やがて同会の綱領に反対する理由で、退会を申し出る者も相次いで出てきた。しかし、その後集まった同志は五十九人に達した。^⑦当初の運動方針は、一、政府の要人や社会の名士を訪問し、土地法の制定を促すこと、二、全国の農村地方に遊説し、かつ小作人の生活状況を調査することなどである。民蔵はこの運動に全精力を傾けていたが、あまり大きな成果は得られなかったようだ。たとえば、彼がかって自由民権運動の最高指導者だっ

た板垣退助を訪問しようとした際、板垣は「土地問題ハ政府ニ関係アル問題ナリ、政府ト関係アル問題ニロヲ出スト世評が恐ロシ」という口実で彼との会見を断った。つまり実力政治家のほとんどは、彼の土地均享論を本気で聞こうとしなかったのである。

一九〇六年（明治三十九年）に、民蔵は『土地均享・人類の大権』を著した。彼の土地問題に対する具体的な考えは、同書に明らかにされている。^⑧ 土地均享主義というのは、決してH・ジョージの単一租税論や土地国有論ではなく、天賦人權論を基礎とした土地の平均再分配論である。つまり彼は、土地均享を実現しさえすれば、社会問題、すなわち貧富懸隔問題を解決することができると考えていた。その実現の方法は、宣伝や遊説などの言論によって国会での立法を勝ち取ろうとするものであった。しかし、他の角度から見れば、彼の土地均享思想の根本はやはり自然法の理念とキリスト教の人間相愛の精神から生み出されたものであり、これこそはH・ジョージの理念と軌を一にする。この点については、前掲のガルスストとの談話の中でも「其主義ト精神カ一致スル」と示している。

『土地均享・人類の大権』が刊行されると同時に、民蔵は『社会主義研究』第二号（*The Study of Socialism*, April 15, 1906, No. 2）に論文「土地復権説」を、さらに中国人の革命団体である同盟会の機関誌『民報』第二号に「土地復権同志会主意書」^⑨をそれぞれ掲載した。翌年（一九〇七年）、土地復権同志会の機関誌といえる『熊本評論』が創刊され、同誌の第一号から第十三号までに前後九回にわたり「小作人生活」という農村調査報告を連載した。この調査報告の執筆者（辰巳生）は最後に「土地均有」論を説明し、「この説は本誌に深く関係ある当地の宮崎民蔵氏の経営になる土地復権同志会の唱道する所」と述べている。また、民蔵本人も同誌に寄稿し、土地独占の不道理について、「天下誰れが如何にしても、自分の力によらない天成物に対し自分は汝等より多く擅有するの権利ありと云ひ得る理由があるたろふか、それは決してある筈はない。」「されば此天成物なる土地に対し、人間は如何に享受すべきものであるか、それは言ふまでもなく生命保有の権利が平等固有であるからは無無論平等固有にして生命と共に各人の大事な権利である。」^⑩と、ここで自然法の理念を

述べている。

要するに、明治二十年、池本吉治がH・ジョージの学説を日本に紹介して以来、単一租税論は日本の経済思想に大きな一石を投じた。自由民権運動から社会主義運動に至るまで取り上げられた土地問題は、ほとんど直接あるいは間接的にH・ジョージの思想とつながっている。しかも単一租税論や土地国有論を主唱する人物の多くはキリスト教徒であった。彼らは、キリスト教の精神、すなわち博愛主義、平等主義、平民主義などの思想から社会主義へと発展していき、そしてついに明治中期以後の初期社会主義運動の中心勢力をなした。キリスト教的社会主義者の特徴というべきものは、「理想主義的、人道主義的、合法主義的であって、この点、フランス流の自由主義からきた社会主義者やマルクス主義者、無政府主義者などと著しい対照^④」をなすものである。したがって、後にはキリスト教に属する社会主義者と唯物論的社会主義者との対立が次第に生まれていった。このことに對して、民蔵は「社会派の分争を痛む^⑤」と題して、社会主義運動に失望感を抱くとともに、土地復権の期待を隣国の中国に向けていったのである。

① 丹羽邦男「地租改正と秩序処分」によれば、「地租改正法は農民の改租要求を体现したものでない。いわば農民小商品生産展開に対応したあらたな封建的農民支配の基礎である。地主的土地所有への依拠が意図されている。」とある。岩波講座『日本歴史』近代(2)収録。

② たとえば、一八八〇年(明治十三年)十一月、国会開設請願には、請願署名者が、「いずれも中以上の農民であったということは、何よりも地租軽減を要求してたなかわれた民権運動としては当然のことである。いいかえると、県議員長による民衆組織化のアップールが、一つにはこの地租問題にあったわけである。」とある。内藤正中「自由党の成立」『自由民権期の研究』第一巻 p. 243。

③ 民友社『國民之友』第一号、明治二十年二月、東京、p. 23-24。
④ ラーネット(宮川経輝訳)『経済新論』後編、大阪、一八八七年、

p. 611-612。また前掲山崎書によれば、ラーネットの経済学講義の稿本は、今、なお同志社大学に保存されている。同講義稿の邦訳が宮川経輝によって一八八二年(明治十五年)から始められ、『経済新論』と題して一八八六年(明治十九年)より分冊で出版され、翌年三月に最後の第四巻が出版された。この巻に含まれている第十七章は「進歩と貧困」と題され、さらに批判が加えられた。またラーネットは一八七五年(明治八年)二十歳でアメリカから日本に渡来し、一九二八年(昭和三年)帰米するまで五十年余りの間、同志社で聖書神学のほか、歴史・数学・物理・天文・経済などの講義を担当したという。同書 p. 180 参照。

⑤ 岩波文庫『自由党史』上巻、昭和三十三年、東京、p. 285。
⑥ 城泉太郎編述『賦税全廢濟世危言』の「自序」、明治二十年三月、

東京知新館（一九六八年、明治文化研究会『明治文化全集』第十二巻収録）。

- ⑦ 同上。「平時主張貧民救助忽唱地租軽減者、而不自知其利豪農而害小民、世人亦不悟之、雷同和之、不知其自禍自斃也。」「唱地租軽減之説者、是欲再興封建之制用奴隸之制者也、豈可堪慨哉。」とある。

また、租税軽減の弊害について、小野喜夫は、「土地所有者たる地主のみ恩典を与え、小作人に及ぶ所がないと云うので、小作人階級が不平を抱いて一揆を惹起した地方があった」という。『明治前期土地制度史論』、昭和二十三年、有斐閣、p. 106。

- ⑧ 同上、第十四章「土地共有賦税全廢論」に見える。『明治文化全集』第十二巻 p. 411～416。

⑨ 同上。

- ⑩ 青柳猛「著者（ガルストを指す―筆者註）小伝」ガルスト単税太郎『単税経済学』（A new inquiry, on the bases of SINGLE TAX, into the nature and causes of the wealth of Nations. By Charles E. Garsst）に収録、明治三十二年、東京、経済雑誌社。

⑪ 前掲単税経済学の序 p. 1-2。

⑫ 同上 p. 4。

⑬ 山崎前掲書 p. 191。

⑭ ガルスト前掲書 p. 52。

⑮ 前掲明治文化全集 p. 34。

- ⑯ 山路愛山「現時の社会問題及び社会主義者」、『独立評論』第三号（明治四十一年五月三日）掲載。

⑰ 大河内一男『黎明期の日本労働運動』（岩波新書）昭和二十七年、p. 91。

- ⑱ 安部磯雄「社会主義研究会第七回記事―ヘンリー・ジョージの社会主義」、『六合雑誌』第二二二号、明治三十二年六月十五日、p. 56-60。

⑲ 同上。

⑳ 『平民新聞』第十号、明治三十七年一月十七日に見える。

㉑ 赤松民磨『日本社会運動史』（岩波新書）昭和二十七年、p. 76-78。

㉒ 安部磯雄「土地国有論」の序に見える。大正十三年、科学思想普及会出版。

㉓ 安部磯雄『社会問題概論』、大正十年、早稲田大学出版、p. 380-381。

㉔ 同上 p. 386。

㉕ 同上 p. 621。また、地租増徴の利点について、ガルストも次のようにいっている。「蘇格蘭のグラスゴー市会は、単税に賛成の決議を為せり。新西蘭は少しく改竄を加えたる、単税制を採用し、新南威尔斯は地租を増徴して、殆んど他の税を除き、之に依て孰れも大に一國の財政を益し、且つ生産物を増殖し、農工商の各業を盛大にし、賃銀に至りては数割の騰貴を來し、労働者を満足せしむる等の好結果を呈したり焉。」と。（前掲単税経済学 p. 114）

㉖ 社会文庫編『社会主義者人物研究史料』（1）「宮崎民蔵」、一九六四年、東京、p. 254。

㉗ 『宮崎滔天全集』第一巻 p. 44、昭和四十六年、平凡社。

㉘ 絲屋寿雄蔵『社会主義者沿革』中巻 p. 83-84、近代日本史料研究会刊。

㉙ 註㉖ p. 255。

㉚ 註㉖ p. 84。

㉛ 註㉖ p. 91-94、「ガルスト氏ト面会」。

㉜ 註㉖ p. 94-95、「東京ノ出発」。

㉝ 註㉖ p. 254。

㉞ 前掲宮崎滔天全集、第一巻 p. 491。

㉟ 上村希美雄『民権と國權のはやみ』、昭和五十一年、福岡、葦書房、

p. 54. また、その時民蔵が頒布した六百部の『英文土地復権趣意書』は、恐らく彼が期待するような反響を呼び起さなかった。しかし彼は屈せず、その年の夏には次の目的地であるヨーロッパへと向うのである。」と、同書の著者は述べてゐる。

36) 註25 p. 108-109.

37) 註26 p. 111-112, p. 124-126. 宮崎龍介「伯父民蔵のことゝなり」(『人物研究史料』(2)収録)によれば「その頃の会員数は九〇名に近く、東京在住の人が多かった。その中には巖本善治、尾池義雄、福本日南、山口孤剣、伊藤痴遊などがあつた。」という。また、野村浩一の『宮崎滔天全集』第三巻 p. 586-597「解説」には「初期の同志は、民蔵以下五十九名」であつたという。

38) 註28 p. 118-119. また、『革命評論』(附録)第五号(明治三十九年十一月十日)に掲載された萱野長知の論文「土地均享実行に就て」によれば、当時土地復権会同志の巡遊の実況について、次のように述べている。「噫何んぞ夫れ説くことの難ひ哉、説者は何が故に炎天に晒され、寒風に櫛られ、山を辿り、河を縫ひ、困苦欠乏に堪へて斯る辺隅に渠等を訪づれしか、只是れ無量の慈悲功德を齎らせる救世者たるを以て自から任ずるが故のみ、而かも此の救世者に向つて、留守をつかい、面会を謝絶する有志家なるものに至つては実に『有志家』と云へる名詞に就て疑なき能はざる也。」と嘆く。

39) 『土地均享・人類の大権』の要は以下のとおりである。第一章は「土地兼併によりて成れる農民の借地生活」の悲惨を説き、「此土地兼併の制度を打破し、土地平等享有を回復」しようとする。第二章「貧富の差別」は「自然の結果」なりとしてこれを是認し、共産主義

と社会主義とは「人類の所有権と自由權利を侵害するもの」なりとしてこれに反対する。「人造物」に対しては各人に「所有權利」を与え、「天造物」(すなわち土地)に対しては「平等の享有権」を与えるべきであると論ずる。第三章では、土地の「国有は不可なり」「単税法も可ならず」と唱え、「凡ての土地に、人力によりて増加せる生産力を量りて法定価額を付し、而して人口と地面とを比較均分して、一個人分の享受地面額を算出し、斯くし当分の土地を有たざる者は、誰にても過当分所有者に要求し、直ちに応分の地面を受領するを得、而して土地の受領者は土地の譲与者に対し、其土地の改良代価を法定地価額の範圍内に於て、法定期限内に年賦又は一時払にて納了する事」を主張。第四章は「大権回復の効果」を、「乞食盗人の減消」、「婦人弟妹の地位」の向上、「商工業の發展」、「生産力の増加」により、「大資本の跋扈を制する」を得、「人類友愛の基立つ」に至るべしと述べる。第五章は「慈善論者の妄想」などを論じ、「大権回復の断行」を主張する。

40) 『民報』第二号、日本土地復権同志会来稿「土地復権同志会主意書」、一九〇六年五月八日、東京、民報編輯部。

41) 『熊本評論』第一号(明治四十年六月二十日)から第十三号(明治四十年十二月五日)に見える。

42) 宮崎巡耕「不覺に過ごされし國民の最大問題」、『熊本評論』第五号、明治四十年八月二十日。

43) 前掲日本社会運動史、p. 86.

44) 『熊本評論』第十三号、明治四十年十二月五日。

二 中国での受容とその影響

(1) H・ジョージの思想の導入

一八九四年十二月、カナダ人宣教師マックリン (W. E. Macklin, 馬林) は、「地租について論ずる」と題する論文を、當時上海で刊行されていた雑誌『万国公報』(The Review of the Times) に掲載した。その中で、七月号の万国公報での税収要項を読むと、きわめて妥当だと思われるが、単一租税法にふれていないのは残念である、この法は地租のみを徴収するもので、他の家屋、農産物、食器類、機械および人の手で作ったすべてのものについては免除される、と述べている。^①

また、同公報 No. 102 に掲げられた「再び地租徴収の利を論ずる」との論文では、神は人間に対して、尊卑や親疎ということを区別しない、神によって与えられた土地は人間の共有物で、一人でそれを独占することを許される理由は全くない、と指摘している。また、「以地徴税、創舉也、而実出於大公也。」^② 地税の徴収は実に至公至平の税制である、とほめた。さらに「富民策」の中で、地税の法は富国の根本的な税制であり、これは地価の高低、または地租の多少によって決まるものである、^③ といっている。彼は、このような公平な税制が行なわれるならば、土地独占の弊害を除去することができる、と考えていた。

万国公報において、マックリンは多くの論文を発表し、単一租税論を熱心に唱えた。なかんずく、最も注目されるのは、「地租共有の利を論ずる」と題するものである。彼は、次のように述べている。

今日の貧富の差は財物不足の原因でなく、分配不均によったものである。なぜならば、土地の有無はその貧富の差を決める主な条件だからである。孟子は俸禄の不均は土地不均によったものであるという。その意味は深い。土地のない者は土地のある者に圧迫され、終身にわたって搾取され、土地のある者によって決められた小作料を支払う以外に方法はない。(中略) 残念でならない

のは、秦の商鞅が従来行なわれていた井田制度を廃止したことである。それ以来、富有者は土地を兼併し、貧乏人は生計を立てることが困難になった。昔の人は井田制度廃止の後に、よりよい土地政策がないといった。これはきわめて正しい。しかもその後、土地制度に関して論ずる者さえ現われなかった。さいわいイギリスのダウITTやアメリカのH・ジョージらが輩出し、土地制度の原理を探索し、ついに租税共有論を世に出した。彼らは中国の孟子との距離は三万里、年代の差は二千年もあるにもかかわらず、相互の主張は期せずして一致している。しかもH・ジョージはさらにその土地の均分の理論を深め、時代に応じてそれを活用している。その理論は土地を均分するだけでなく、財産をも均分することができると示している。これこそは古代の井田制度よりいっそう優れるところではあるまいか。^④

一八八六年、マックリンは在外伝道会(The Foreign Christian Missionary Society)から派遣され、しばらく上海に滞在し、後に南京へ赴き、同地で病院を経営しながら伝道に従事した。H・ジョージの単一租税論に心酔した彼は、『進歩と貧困』の中の租税・資本・労働力などに関するものを漢訳し、さらにみずからの意見を加え、多くの論文を相次いで発表した。前掲の諸論文はその一部である。一八九八年、それらの論文をまとめて、『富民策』という一冊の本を刊行した。中国の知識人に与えたこの本の影響は相当大きかった。マックリンは軍人出身のガルストと違って、中国の古代典籍に関する知識はきわめて深かった。彼が論文の中で、しばしば孔子や孟子の学説を引用してH・ジョージの理論を説いたことは中国人にかなりの反響を呼んだ。このような東西思想を調和させ形成したマックリンの思想は、ガルストの単純な租税論よりずっと興味深い。

中国に二〇余年にわたって在住したマックリンは、ガルストと同じく、終始、単一租税論の宣伝と実現のため全力を挙げた。一九一一年、H・ジョージの思想に傾倒した江亢虎らとともに、南京東部の龍潭で農賑会を創設して単一租税制を実施しようとしたが、まもなく辛亥革命が起り、その計画は水泡に帰した。^⑤

一九一一年六月、江亢虎は「地租共有の学説について紹介する」という論文を発表した。

H・ジョージの学説を一番早く知ったのは私である。当時、中国において、この単一租税論を知っている人は、きわめて少なかった。マックリン、リトル(E.S. Little)、ベィリー(Joseph Baile)ら西洋人数人と、中国人では孫文、唐紹儀といった人が知っているくらいだった。ことにマックリンはこの学説を熱心に鼓吹し、これに関する多くの書物を漢訳し、さらに中国語の租税雑誌や新聞を発行した。創立の際、わが社会党はこの単一租税制を党綱として取入れた。また崇明島でこの税制を試験的に行なうて見るため、とくに税制研究会を設け、パンフレットを印刷し、定期的に講演会を開いた。

また、マックリンに対して、江は、

マックリンは二十余年にわたって中国に在住しており、周・秦兩代の典籍を読むことができた。H・ジョージの学説は孟子ときわめて合致しており、のみならず、それは、井田制度よりさらに円転滑脱であった。

と述べている。^⑥

マックリンの影響を受けた江亢虎は、一九一一年七月十日上海で社会主義研究会を創立した。それと同時に、同会の機関誌として『社会星』を創刊し、「全世界における広義の社会主義の学説を宣伝する」という趣旨を明示した。この「広義の社会主義の学説」とは、主としてH・ジョージの学説を指していると思われる。同年九月、社会主義研究会を基として、ついに中国社会党が結成された。同党の党綱八条の中には、「ただ地税のみを徴収し、他のすべての税を一律免除する」という一条がある。前述のように、江亢虎は単一租税を重視して、それを中国社会党の党綱として採用した。換言すれば、中国社会党の使命は単一租税を実行するところにあった。だからこそ、同党は、この一条を次のように詳解している。

すべて人力によって作られたものには、課税すべきではない。ただ土地の実価のみによって地税を徴収する。毎年、決まった時期にその地価の上昇率を計算して、約二十分の一を増徴する。これをもって富豪の土地兼併を防ぐのみならず、正業のない者に耕作させることもできる。政府の支出も地税を充てる。そのほかの住民、家屋、動植物、製造品などの諸税および各地の商品通過税を

すべて免除する。ただし、各地の外国商品通過税については、暫らくこの限りではない。^⑧という。

この中国社会党の単一租税政策は元南京臨時政府大總統孫文と元袁世凱北京政府の内閣總理唐紹儀の積極的な支持を得て、^⑨いっそう明確にされた。なぜならば、孫・唐兩人は、いずれもH・ジョージの思想の共鳴者であったからである。ことに民族、民権、民生という三民主義を唱える孫文は政治革命と社会革命を同時に行ない、民生主義の主な内容をなす「平均地権」の実行は社会革命の根本だと考えていた。その平均地権の実行方法としては、地代のみを徴収する他にない^⑩と示している。これは中国社会党の党綱「專征地稅、罷免一切稅」と全く同一のものであるといわねばならない。江は、社会党の發展は「孫文先生のご援助、ご指導を仰ぐところが多い」と述べている。やがて国民党指導者の宋教仁が袁世凱政府に暗殺され、国民党の反袁闘争運動が急に展開してきた。当時、国民党と組んで同一の歩調を採っていた中国社会党は、袁世凱の解党通達（一九一三年八月七日）を受け、やむなく同党の一切の活動をただちに中止した。

辛亥革命の前後におけるマックリンと江亢虎による単一租税制実施の企ては、結局、何らの成果も挙げずに終わってしまったのである。

(2) 孫文の「平均地権」思想

H・ジョージの学説と孫文の「平均地権」思想との関係をめぐる論文はかなりあるが、二つの意見に分けることができる。一つは、H・ジョージの学説に接触したことについて、宮崎兄弟に影響された、もしくは民蔵の蔵書 *Progress and Poverty* を読んだことによったものであるとする説である。前者の代表は宮崎龍介の文「父滔天のことども」である。その中に、「孫文の三民主義中の民生主義に『平均地権』があるが、これは全く、一兄民蔵の土地復権の説と同一で、孫文は相当にこの影響を受けているのである。」^⑪とある。後者の代表は波多野善大氏の論著「初期における孫文の『平均地権』

について」である。波多野氏は、

宮崎電介氏の「土地均享人類大権」が孫文の「平均地権」に影響したという説は、孫文の「平均地権」が生れたのは一九〇三年であり、「土地均享人類の大権」が出たのは一九〇六年であって年代的にずれており、また、「平均地権」と「土地均享人類大権」とではその主張が異なっており、その上、孫文は日本文を読むことができなかったものであるから、成立しえないと思うが、上にのべたごとく、孫文が、民蔵の書架で *Progress and Poverty* を発見したかもしれないという推定は、相当な確実性をもって成立するのではないかと思うのである。^⑭

と指摘している。孫文が滔天に連れられて、滔天の郷里熊本県荒尾村の家に行ったのは、一八九七年（明治三十年）十一月中旬頃である。孫文が民蔵（当時米国に滞在中）の蔵書である「*Progress and Poverty*」を初めて読んだのは、この時であったとされているが、この指摘は正しいのであろうか。

いま一つの意見は、孫文はロンドン遭難前後、すなわち、一八九七年八月十六日再び日本に渡来するまでに、すでに「*Progress and Poverty*」を読んだ、もしくは単一租税論を聞いたことがある、という説である。この説を唱えるのは、ウィルバー氏（C. Martin Wilbur）である。

一八九七年七月までロンドンに滞在した孫文は大英博物館の図書室でマルクス、J・S・ミルおよびH・ジョージの著書を読んで彼らの思想を吸収した。また貧民窟を訪れ、労働組合、ストライキおよび社会立法などを研究した。^⑮

また、シャルマン（Lyon Sharnan）は次のように述べている。

図書館で孫文は多くの革命論、ことにH・ジョージとマルクスを書物の中に知った。マルクスの資本論は、モアとアウエリングによって英語に翻訳され、一八八七年出版された。また一八九七年、H・ジョージが、彼の二回目のニューヨーク市長選挙戦への出馬の最中に死去したため、彼の学説は改めて世人の目を浴び、孫文に永遠の印象を与えたのである。^⑯

その他、湯良礼は、一八九六年六月、孫文はホノルルからサンフランシスコに着き、さらに同地から汽車で大陸を横断、

シカゴを経由してニューヨークに向かった、沿道の華僑に革命思想を鼓吹しながら、H・ジョージの単一租税論に接した、と述べている。^⑮

上掲の欧米の諸文献によれば、孫文がH・ジョージの学説に接触したのは、つまり“*Our Land and Land Policy*”や“*Progress and Poverty*”などを讀んだのは、少なくとも一八九七年八月までのことになる。そうすると、前述の波多野氏の説は無理になってくる。保志恂氏は、「波多野氏の考証の当否について、筆者には判定する材料を持ち合わせていないのであるが、確実なことは、『平均地権』への想到が欧州滞在中の所産であること、また日本の宮崎民蔵の思想からなんらかの影響を受けていると思われる」ことだ、と述べている。この意見は、かなり妥当だと思われる。H・ジョージの“*Our Land and Land Policy*”の出版後二年、すなわち一八七三年、米国は天災に見舞われ、この不況は一八七九年まで続いた。^⑯農民はもちろん、労働者も特権階級の圧迫に堪ええなかった。全国各地でストライキや暴動が相次いで起った。このような情況の下で、H・ジョージの理論は急に人々にもてはやされるようになり、当時、“*Our Land and Land Policy*”はよく売れた。そこでジョージは発憤して、“*Our Land and Land Policy*”を踏まえて“*Progress and Poverty*”を執筆し、一八七九年三月頃に脱稿した。翌年、同書が出版されるや、それは社会に大きな反響を呼んだ。H・ジョージは、アメリカ国内およびカナダの各地で講演を行なった。一八八一年から一八八九年までの間に五回、アイルランド・イングランドおよびスコットランドに渡り、主要都市において講演し、さらにパリに赴き、国際土地制度改革會議に出席した。一八九〇年にはオーストラリアに渡って講演し、熱狂的歓迎を受けた。^⑰

そのために、“*Progress and Poverty*”は次第に売れ行きを増し、一八八一年、C.D.F. Gutschow によるドイツ語訳の出版を初めとして相次いで諸国語に翻訳された。こうしてH・ジョージの思想は世界的にかなりの影響を及ぼしたのである。^⑱これらの事実から見れば、一八九七年までに“*Progress and Poverty*”という本は英米の各地はもちろん、独仏諸国にも多量に出まわっていたに違いない。読書を好んだ孫文が、欧米諸国を旅行中、どこかでこの“*Progress and Po-*

erty”を目にした機会があったと思われる。このことについて、久保田文次氏は非常にもしろいことを述べている。「ジョージの著作はいわば当時のベストセラーロングセラーなのであって、日本熊本まできて発見するような本ではない。滞英中に社会問題に関心をもちたら、当然ジョージを読んだらうと考えられるし、そこで読まなかったような男なら、日本の農村有志者の留守宅で、ジョージの著作にめざめることはちょっと考えられない。」と。要するに、孫文が滔天に連れられて、滔天の郷里を訪問する前、すなわち一八九七年十一月までに、“Progress and Poverty”を読んだことは大いにありうる。のみならず、孫文は欧米訪問の前、すなわち一八九四年六月の李鴻章への上書から一八九六年六月ホノルルから米国へ出発するまでの間に、香港・広州に約一年間（一八九五年一月～十月）滞在した。その頃、万国公報に掲げられたマックリンの単税地租論に関する論文を読んだことも十分あり得るとも考えられる。^⑩

次に、思想形成の面から見ると、孫文が土地問題に関心を持つようになったのは、欧米への旅行前、すなわち一八九六年六月以前のことである。前掲の李鴻章への上書の中に、目下の急務は農業の振興、耕地の開発との意見がある。上書の翌年（一八九五）十月、さらに広州で農学会という革命団体が設立され、その規則の中に、「農学を研究し、農業を振興しなければ、中国に富強を致すのはありえない」とある。^⑪このような意見はいまだ具体的な地権平均思想を形成してはいなかったと思われる。広州蜂起失敗後、孫文は香港から日本を経由しハワイへ、さらにハワイからアメリカに向かい欧米への訪問を始めた。欧米先進資本主義国の社会実情を考察するとともに、欧米社会主義思想を吸収し、ついに「平均地権」という民生主義思想を漸次に形成していった。^⑫欧米訪問後、再び日本に渡来した孫文は、宮崎滔天や日本キリスト教社会主義者たちと交わり、平均地権の思想をさらに発展させていった。一八九九年八月（己亥七月）、孫文は住吉亭（東京？）で梁啓超と革命派と立憲派との合作問題をめぐって話した時、梁に対して、「大乱之後、人民離散、荒田不治、拳而奪之」^⑬（革命が起った後、人民が離散し、荒廃した畑を耕す人がない、革命政府はそれらを没収する。）と示唆した。また東京の精養軒において、さらに梁に「土地国有後、必能耕者而後授以田、直納若干之租於国、而無復有一層地主從中朘削之、則農民可以大

蘇^⑤」(土地を国有化した後、耕作できる人に必ず耕地を与え、若干の地代を直接國家に納めさせれば、地主が中間で農民を搾取することはなくなり、農民は大いに楽になるだろう。)という。この「必能耕者而後授以田」は、後に平均地権思想中の「耕者有其田」、耕作者その田を有す、となった。これは民生主義發展段階において形成された土地問題解決の根本的な原則である。また、張繼の話によれば、「わが党の総理孫文先生の、平均地権の一条の制定は、一九〇〇年(辛丑、民国十一年)に横浜で先生にお目にかかった頃だった。」^⑥ということである。上掲の諸文献から見れば、孫文の平均地権思想の形成の時期は、遅くとも、一九〇〇年までのことであつたと思われる。宮崎民藏の帰国は、一九〇〇年十一月二十八日である。孫文との交友は、おそらく一九〇一年以後であろう。したがって、民藏の影響によって形成された孫文の平均地権という説は、まず成立しえない。一九〇一年の春から一九〇二年の冬にかけて、孫文はほとんど日本に滞在しており、民藏・滔天らと土地問題解決対策を「相互の交流によって發展させた面はあつても、基本的には独自に、別箇のものを形成した」と考えた方がよい。その時、孫文は地租の問題をとりあげて章炳麟と意見を交した。孫文は「土地は自然物で、それは人間の力によって造られたものではない」「耕作しない者に一尺一寸の土地を与えることはならない。だから土地税を設ける必要はない。耕作しない者の土地を回収し、それを耕作者に与えるならば、土地の使用は自然に均しくなる」^⑦と述べている。これはキリスト教の自然法思想から生み出されたもので、民藏の土地均享論とつながっており、地価によって土地を買収するという「照価収買」の土地政策にも関連していると見られる。一九〇二年の冬、ベトナムのフランス総督 Doumer の招待に応じて日本からハノイへ赴いた孫文は、約半年間ベトナムに滞在した。翌年七月下旬、再び日本にもどった彼は、ただちに東京の青山で革命軍事学校を創立し、入学誓詞の中に初めて平均地権という一条を書き入れた。^⑧これは決して孫文の平均地権思想が、その頃に成立したという意味ではなく、むしろ時代の要求や社会革命に対応するために、この一条を挿入したといえるだろう。

さて、革命軍事学校入学誓詞中にある平均地権の一条は、一九〇四年五月、革僑の革命組織である致公堂の新綱領の第

二条となり、さらに翌年八月、東京において結成された中国同盟会の三大綱領の一つとなった。しかし、平均地権の具体的内容が見えるのは、一九〇六年の「軍政府宣言」である。

文明之福利、国民平等以享之。当改良社会経済組織、核定天下地価。其現有之地価仍属原主所有。其革命後社会改良進歩之増価、則帰於国家、為国民所共享。肇造社会的国家、俾家給人足、四海之内、無一夫不獲其所。敢有壟断以制国民之生命者、与衆共棄之。すなわち、文明の福祉は国民が平等に享受すべきものである。また社会経済組織を改良し、天下の地価を確定しなければならぬ。現有の地価はもとの所有者に帰するが、革命後社会の進歩や改良による増加分は国のものとなし、国民がともにそれを享有すべきである。社会主義的な国家を建設しどの家庭にも衣食の足るようにする。国内のいたる所、何人にも安住の地がある。あえて土地を独占し国民の生計を制する者があれば、国民とともにその者を追放する、という。

この宣言の中では土地所有権をいっただう解決するかについては言及していない。しかし地価上昇の利益を国のものとするのは、H・ジョージやJ・S・ミルの理論によったものである。この点について、同宣言を發表すると同時に、孫文は『民報』創刊一周年記念会（同年十二月二日）の演説において、さらに次のような説明を加えた。土地問題の「解決方法については、社会学者の意見は一致していない。私は地価を定める方法が一番よいと思う。たとえば、地主が一千元の価値ある土地を有すれば、その土地の地価を一千元、あるいは多くとも二千元と決める。将来、その土地が交通発達により一万元に上昇すれば、地主は二千元を受け取っても損はない。その余りの八千元は国に帰する。これは国民の生計に大きな利益となる。少数の富有が土地の利益を独占する弊害は、自然に永遠絶滅する。これは最も簡便な方法である。（中略）中国が社会革命を行なった後、私人はただ地租のみを納め、他の税は永遠に免除する。そうすれば、中国は地球上で最も富裕な国になるだろう。」^③この説明からすると、つまり土地の私有権をそのまま認めると同時に、単一租税論の原則により地代のみを徴収する。その方法として、まず政府は地価を確定し、将来、地価が上昇する場合には、その上昇分全部を国に納めさせる。このような漸進的、かつ微温的な社会政策をもって、次第に「平均地権」を実現しようとしたのである。

この単一租税の理論を宣伝するため、孫文は廖仲愷に命じて“Progress and Poverty”を中国語に翻訳させ、『民報』の創刊号で「進歩と貧乏」と題して掲載した。^③もともと、土地問題に対して、同盟会内部の意見は必ずしも一致していなかった。たとえば、同盟会成立の際、孫文が平均地権という一条をとりあげ、同会の綱領にしようとした時、それに反対した者もあり、孫文は再三説明して、やっとそれを承諾させた。^④やがて胡漢民は「民報の六大主義^⑤」という論文の中で土地国有論を提起し、これは大きな反響を呼んだ。胡の土地国有論は孫文の平均地権説を理論の面から説明している。その基本的観点はH・ジョージの自然法によって土地私有制の弊害を指摘し、国民に土地私有権を持たせないで、地主を中国大陸から追放すべきだということである。

単一租税論に真正面から反対の意を示したのは、当時言論界を牛耳っていた梁啓超であった。彼は言う。「単一租税論を唱えるのは、H・ジョージであった。彼は著書『進歩と貧困』の中で、極端なことを放言している。後世の論者は、それは一つの経済学上の学説であるにすぎないと指摘している。それをもって社会問題を解決することは、断じて許さない」[孫文は、ドイツの膠州・オランダのジャワでそれぞれ単一租税制を行なっており、大きな成果を挙げたとほめたたえている。もし中国が彼らをまねてその税制を実施するならば、ああ、まことに苦しい限りである。孫文はなぜこの税制を唱えるのか。]。梁が単一租税論や土地国有論に批判を加えた主な理由は、一、財政上からいえば、地税のみで国の財政を維持することはできない、しかもその税制は保護貿易政策を妨げる、二、また経済上からいえば、H・ジョージの自然法論は歴史上の産物で、すでに時代に立ち遅れたものである。土地私有制も歴史上の産物で、社会、経済の発展に従って自然に形成されるのである。これを否定すれば、もちろん、社会、経済の発展を阻止する、というものである。要するに梁は当時の立憲派の立場から革命派にあくまで悪評を浴びせて、平均地権論に打撃を加えた。かくして同盟会の『民報』と梁啓超の『新民叢報』は、土地問題をめぐって華々しい論戦を交すのである。

辛亥革命後、革命政権は袁世凱に奪われて、孫文の社会革命は無論のこと、政治革命さえも新たな難しい局面を迎えて

いた。一方、孫文の平均地権論と必ずしも意見を同じくしない宮崎民蔵は、みずからの土地均享論を実現させるため、北京政府の憲法会議へ「土地均享の権利を保障せよ」という請願書を呈した。^⑧一九一六年（民国五年）九月十日のことである。おりしも、袁世凱の帝制撤廃と悶死によって、黎元洪が大總統の地位を継ぎ、国会を再開し、孫文の革命派と和解を進めていた。同年九月十五日、北京政府は憲法草案の審議を開始した。この機会に、民蔵の請願書は北京政府に発送された。

小生ここに貴國に切望する所の最重のものは富國にあらず、強兵にあらず、善政にあるなり。善政は民を愛するの政なり。真正に民を愛するの政は、一般民人に対し抽象的茫洋の幸福を計るに非ず。民人各個に対し具体的切実の幸福を計るこれなり。しこうしてこの善政の第一要件は、他なし、ただ民人土地均享の権利を保障するにあり。民人この権利あれば、その生業安固を得、老病安養を得、子女教養を得、恒心保存を得、自由保持するを得。もし中国この保障を確立すれば、國疆外の民人近きはこの善政治下の民とならんことを希うべく、遠きはまさにこの善政にない法を制せんと望むべし。^⑨

民蔵は共產主義や無政府主義を批判し、ただ土地均享のみが社会問題を解決することができると考えていた。また、その土地均享実現の手段として、言論や請願によって立法を勝ち取ろうとした。自国政府に無視された彼の土地均享論の夢は隣国中国へとそそがれていった。この請願書の提出は、軽率な行動であるというよりも、むしろ弟の滔天のように中国への深い感情から中国農民の痛苦を解消しようとしたものであろう。その結果はどうであったか、いうまでもなく、当時の北京政府は、東京政府同様、彼の「請願」には一顧だにしなかったのである。

さて、民国成立後、孫文は民生主義に関する演説を、広州、上海、南京、北京などの大都市でひんばんに行なった。その時、最も強調したのは、平均地権論である。その実施方法は、まず地価によって地租を徴収する。地価の確定は土地所有者にまかせる。もし地価が高く申告されれば、重税を徴収する。低すぎる時は、政府がその土地を買収する。そうすれば、土地の国有化が漸次に達成できる。それゆえ「照価納税」と「土地国有」とは相互に関連し、同時に行なわれるべきものであるとしている。^⑩

一九二四年一月、広州において、中国共産党を加えて行なわれた中国国民党第一次全国代表大会は、土地政策について次のように採決した。「経済組織の不均衡をかもす主な原因は、少数が土地所有権を操縦することにある。したがって政府は土地法、土地使用法、地租徴収法および地価税法を制定しなければならない。地主は自分で私有土地の地価を決めて政府に申告し、政府はその申告の地価によって地税を徴収する。しかし、必要な場合には、政府はその申告の地価によって土地を買収する。これこそは、平均地権の要旨である。」^⑨長年来、孫文の唱えたこの平均地権の主張が、ついに法定化された。この土地法、土地使用法および地租徴収法などを制定するため、孫文は、この件に関して経験を持つ単一租税論者のドイツ人、シュラマイヤー (William Schrameier) を広東革命政府の土地問題の顧問として招聘した。^⑩一方、平均地権の政策の推進のため、広州に農民運動講習所を設立し、土地問題専門の人材を養成した。一九二四年八月二十三日、孫文は同講習所において「耕す者その田を有す」と題して講演を行ない、ロシア革命に高い評価を与えると同時に、ロシア革命政府の土地政策に学び、平均地権を実現させようと唱え始めた。^⑪

いうまでもなく、平均地権思想の根本は、H・ジョージの単一租税論から生み出されたものである。H・ジョージの単一租税論は、自然法思想とキリスト教の人道主義とに基づき、貧困な農民に同情を寄せて彼らに耕地を保有させよと主張した。この理論は、地主階級への妥協やブルジョア的特質を有するが、当時、中国社会の現実に対応するためには、最も適切なものであったと思われる。孫文は、約四分の一世紀にわたって、この単一租税論をもって社会革命を推し進めようとしたが、ロシア革命以後、マルクス思想が著しく発展し、中国の革命は新しい方向へと展開していった。かつて彼は、「H・ジョージの説とマルクスの説は外見では少々違う点があるが、実は相互に関連して共存している」と述べたことがあるが、マルクス主義者は単一租税論から打ち出された平均地権論に、究極的に賛成することはなかった。したがって、広州の農民運動講習所の第一期所長で、マルクス主義者である彭湃および同所の第六期所長毛沢東らは、後に小作人を組織し、階級闘争の手段で地主から土地を奪取し、社会革命を行なった。結局、日本のキリスト教社会主義者と唯物論的社

会主義者との分裂のように、中国でも、国共両党の土地革命政策は、事実上、それぞれ独自の道へと進んでいったのである。

- ① 『万国公報』第一〇一卷、p. 4-5. 「以地租稅々論」、一八九四年（光緒二十年）十二月、上海、美華書館。
- ② 同上、第二〇二卷、p. 6-8. 西士馬林著「再論以地徵租之利」。
- ③ 同上、第二〇四卷、p. 8-10. 英国医士馬林著「富國策」。
- ④ 同上、第二二五卷、p. 10-13. 英馬林著「論地租歸公之益」より。
- ⑤ 江亢虎とマックリンらは、当時両江總督の張人駿、勸業道の李子川の許可を得、農販会を作り、龍潭を地租共有の試験場として單一租税制を推進する計画を立てたが、やがて辛亥革命が起り、計画は中止された。吳相湘「江亢虎与中国社会党」（伝記文学叢刊『民国百人伝』第三冊 p. 55-63）、夏良才「亨利・喬治的单稅論在中国」（『近代史研究』一九八〇年第一期 p. 240-262）等参照。
- ⑥ 北米合衆国々会図書館収蔵『江亢虎洪水集』p. 31-32. （一九一六年五月十六日、著者の江亢虎はこの本を米国会図書館に寄贈した。本論は京大人文科学研究所の複写本を使用）。
- ⑦ 中国社会党の党綱八条は次の通りである。「一、賛成共和、一、融化種界、一、改良法律、尊重個人、一、破除世襲遺產制度、一、組織公共機關、普及平民教育、一、振興直接生利之事業、獎勵勞動家、一、專徵地稅、罷免一切稅、一、限制軍備、并力軍備以外之競爭。」とある。中国第二歴史檔案館編『中国無政府主義和中国社会党』p. 173-175. 新華書店、一九八一年。
- ⑧ 同上、『中国無政府主義和中国社会党』p. 175-176.
- ⑨ 同上、一九二二年七月二十六日、江亢虎は袁世凱政府へ提出する文書の中では、「本党并非法定機關、雖經前大總統孫、前內閣總理唐極力贊成、熱心倡導、而本党對於中央政府、從不為批准立案之要求。」という。
- ⑩ 前掲江亢虎洪水集 p. 55-56. 「中国社会党歡迎孫中山君辭」辛亥十一月。
- ⑪ 宮崎龍介「父滔天のことども」は、昭和十八年文芸春秋社出版『三十三年の夢』p. 292-342. に収録。また、もう一篇の「伯父民蔵のことども」の文中には、「同盟会の総理に推された孫文の民生主義にいうところの『平均地権』は土地国有論をとらず私権を認めた地権平均論だったのである。そしてそれは、方策の内容においては、民蔵の土地復権論とほとんど一致していた。」とある。（『人物研究史料』(2) p. 110-113. に収録）
- ⑫ 社会経済史学会『社会経済史学』二十一巻五・六号（一九五五年）に見え。
- ⑬ C. Martin Wilbur; *Sun Yat-sen: Frustrated Patriot*, Columbia University Press, New York, 1976. p. 16.
- ⑭ Lyon Sharman; *Sun Yat-sen, His Life and Its Meaning: A Critical Biography*, Stanford University Press, Stanford, California, 1934. p. 58.
- ⑮ Tang Leang-li; *The Inner History of Chinese Revolution*, New York, 1930. p. 24.
- ⑯ 保志恂「補論 中国国民党の土地政策」山本秀夫・野間清『中国農村革命の展開』に収録 p. 319. フジノ経済研究所、一九七二年。
- ⑰ 山崎前掲書 p. 4. Walter W. Jennings; *A History of Economic*

Progress in the United States, New York, 1926, p. 540. 参照。

⑮ 山崎前掲書 p. 14. 参照。

⑯ 同上 p. 13.

⑰ 久保田文次「孫文の平均地権論」、『歴史学研究』No. 487 に見え
る。一九八〇年十二月。

⑱ その時、『万国公報』は、欧米プロテスタント宣教師を中心とする
広学会 (The Society for the Diffusion of Christian and General
Knowledge among the Chinese) の機関誌であった。同誌は、当
初、キリスト教の宣伝を中心とし、後に国内外の重大な社会記事など
を掲載して、清朝末期の思想啓蒙に重要な役割を果たした。一八九四年
十月、孫文の「上李鴻章書」という李鴻章への建白書は、この万国公
報 No. 69, No. 70 に連載され、孫文が万国公報と関係のあることが
明らかにされる。最初、孫文は万国公報の一愛読者であったと思われ
る。なお M・バーナル (Bernal Martin) は、欧米訪問以前の孫文は
すでに単一租税論について知っていたようだと指摘している (*Chinese
Socialism to 1907*, London, 1976, p. 52. 参照)。

⑲ 馮自由「革命逸史」(民国五十四年、台北、商務印書館) 第四集 p.
10-14, 「廣州興中会及乙未庚子二役」。

⑳ 孫文は「有志竟成」と題する論文の中で、次のように述べている。
「倫敦脱險後、則暫留歐洲、以实行考察其政治風俗、並結交其朝野賢
豪、兩年之中所見所聞、殊多心得、始知徒致國家富強、民權發達、如
歐洲列強者、猶未能登斯民於極樂之鄉也。是以歐洲之志士猶有社会革
命之運動也。予欲為一勞永逸之計、乃採取民生主義、以与民族、民權
問題同時解決、此三民主義之主張所由完成也。」(中国国民党中央党々
史編纂委員会『国父全集』第一冊(三) p. 164 に見え。)

㉑ 『新民叢報』第四年第十四号 p. 36, 「雜答某報」(附駁孫文演說中
「關於社会革命論者」に見え。)

㉒ 同上 p. 32.

㉓ 張繼「本党的經濟政策」、前掲国父思想論文集、第二冊 p. 936.

㉔ 前掲久保田論文。

㉕ 章炳麟「定版籍」、湯志鈞『章太炎政論選集』(北京、中華書局、一
九七七年) 上冊に収録。

㉖ 前掲革命逸史第四集 p. 18-20 に見え。

㉗ 一九〇四年一月、ハワイに着いた孫文は、康有為の保皇党に対抗す
るため、アメリカの華僑革命組織たる致公堂に参加した。この革命団
体の組織はばらばらで、まとまりを欠いており、綱領も時代に遅れて
いた。そのため、孫文は同年五月にサンフランシスコで致公堂の新綱
領八十条を制定した。その中の第二条には「本堂以驅逐鞑靼、恢復
中華、創立民國、平均地權為宗旨」とある。これは革命軍事学校の入
学誓詞と全く同一のものである。陳民『中国致公党』(北京、文史資
料出版社、一九八一年) 参照。

㉘ 前掲国父全集第一冊(三) p. 2.

㉙ 同上(三) p. 174-179, 「三民主義与中国民族之前途」。

㉚ 『民報』第一号 p. 122-130, 「進歩与貧乏」、英国亨利佐治著、中国
屠富訳と書かれている。H・ジョージ(亨利佐治) はアメリカ人で、
イギリス人ではない。また「屠富」は廖仲愷のペンネームである。な
お前掲革命逸史第二集 p. 142-145, 「三民主義与三民主義」参照。

㉛ 前掲革命逸史第二集 p. 146-158, 「中国同盟史略」。なお、土地問題
をめぐる革命派内の意見はさまざまであった。たとえば、章炳麟の均
田法論、陶成章の土地公有論、劉光漢の土地沒收論などがある。こ
の問題については、夏東元の論文「論清末革命党人關於土地問題的思
想」(湖北省哲学社会科学学会聯合会編『辛亥革命五十週年紀念論文
集』上冊収録、北京、中華書局、一九六二年) の中で詳細に述べられ
ている。

③⑤ 前掲民報第三号 p. 1-22.

③⑥ 前掲新民叢報第四年第十四号 p. 33-36. なお、土地問題をめぐる梁啓超と革命派との論争については、堀川哲男氏の「民生問題をめぐる民報と新民叢報の論争」（『東洋史研究』三四—一、一九七五年）の論文の中に詳しく述べられている。

③⑦ 宮崎民蔵「土地均享の権利を保障せよ」、中国研究所『アジア経済旬報』No. 873. 一九七二年八月下旬号収録。

③⑧ 同上。

③⑨ 「平均地権」（一九二二年五月四日、広州においての演説）前掲國父全集第一冊（p. 184-186）。

おわりに

十九世紀に至り、西洋の文化や思想が次第にアジアに伝えられて来た。アジアの中で、日本と中国は、もともと自からの伝統文化と思想を持っており、なじみのない西洋文化や思想の渡来には、拒絶反応を示し、なかなか受け入れようとしなかった。儒教の思想に制約された中国ではことさらであった。しかし、日清戦争の敗北という大きな衝撃を受けた中国は、始めて西洋文化と思想に目を開かれ、徐々にそれらを取り入れた。

H・ジョージの思想の渡来は、他の西洋思想の渡来に比べ、二つの特徴がある。一つは、西洋人宣教師による積極的な宣伝、いま一つは、キリスト教と密接な関係を持つ日中両国の知識人の努力があったことである。H・ジョージの思想は濃厚な宗教的色彩を帯びていた。キリスト教の立場から見れば、土地は神から賜与された自然物の一つであり、一人が私有のものとしてとり扱うべきところのものではない。今や人間の共通の貧困は、主としてこの土地私有制からもたらされた不幸の結果である。この不正な土地私有制を覆さない限り、人間社会の貧困解消は、とうていありえないとしている。

④① 「中国々民党第一次全国代表大会宣言」（一九二四年一月三十一日）、前掲國父全集第二冊（四）p. 44-51.

④② シュラマイヤーは、独領膠州の植民地政府の土地局につとめ、大きな成果を挙げた。一九二四年、広東革命政府の土地問題の顧問となった彼は、革命政府の地租徴収法に関する「土地登記及徴税法」を草した。この草案は孫文に高く評価され、後に國民政府の土地立法の重要な参考となった。

④③ 「耕者要有其田」、前掲國父全集第一冊（p. 240-248）。

④④ 「社会主義之派別及批評」、同上 p. 192-205.

このH・ジョージの理論には、飢えた人々に説得力があり、歓迎され、ついに世界各地へ広がっていった。

社会の発達につれて、人口が増加する。これは地価上昇の最大原因である。地価上昇によって地主は大もうけする。それにひきかえ、貧乏人はますます多くなる。つまり社会が進歩すればするほど、貧富の差が拡大する。『進歩と貧困』の理論は、この社会発達の現象に基づいて形成されたものである。もともと、地代が労働の結果でないと同様に、地価の増大は人間の労働力によって生ずるものではない。そのため、地代は土地の所有者のみの利益になるべきものではなく、当然、社会全体の所有に帰すべきものである。単一租税論に批判的な態度を採っていた田口卯吉さえも、「借地料の如く地主の労力に基かずして専ら社会の進運に因りて増進するものに至りては之を社会公共の用に供するは素より至当のことならずや。」^①という。

十九世紀において、日本でも、中国でも、H・ジョージ思想の影響を受けた人は、ほとんどクリスチャンであった。前掲のガルスト、マックリン、安部磯雄、宮崎民蔵および孫文などみなそうである。

宮崎民蔵の土地均享思想は、天賦人權説によって独自に形成されたものであり、「天造物なる土地に対して、均享権利の樹立を以て、民権挽回社会改革の第一義^②」としている。この「人權を模糊に帰する土地国有説」、「半権に満足する土地単税説」を指摘する民蔵の理論は、安部磯雄の土地国有論や孫文の平均地権論と趣きを異にしている。いわば、民蔵流の土地論だといえる。しかし、民蔵はその思想の根底に神の善意というものを固く信じており、あくまで人類救済というヒューマニズムを持っていることが、H・ジョージの思想とは同じ源に端を発しているといえる。^③

安部磯雄の土地国有論は、孫文の平均地権論と同じように、H・ジョージの思想から生み出されたものであるが、地代の全部の徴収は、ほとんど不可能だとして、単一租税論に対する彼の考えは、孫文と食い違っている。孫文は、終始、単一租税論に基づき、平均地権の実施を唱えた。その方策とは、地価によって地税を徴収し、地価によって地主の土地を買収することである。地主から買収された土地を公有とし、耕す者に与え、漸次に平均地権の理想を実現して土地国有の道

を開く。しかし、土地国有論に対する孫文の解釈はきわめて曖昧である。たとえば、政府から耕す者に土地を与える場合、その土地の耕作権を与えるか、それとも所有権を与えるかは不明確である。もし低価で土地を耕す者に売るならば、結局、土地の私有権を認め、土地国有論と矛盾する。しかも地主の土地を買上げる多額の資金をどこから拠出するかも明らかにしていない。ところで、土地国有論について、孫文より具体的に述べたのは安部磯雄である。彼は、一、日本は二千五百年来ほとんど土地国有主義をもって一貫した政策を採ったが、維新後、土地私有制に変わった、二、今や全国の土地を買収するに莫大なる金額を要し、現金でそれを支払うことは全く不可能であるから、政府は公債と引替えに土地を引取るより外はあるまい、三、公債に対する利子は現在耕作地から生ずるところの地代に基づいて算定する、四、個人は自由に土地を売買することを許さない、と指摘している^⑥。

要するに、土地問題に対して、安部、孫文、宮崎らの考えは、共通点もあり、相違点もある。これは、H・ジョージの思想の受容の過程における日中両国の知識人がそれぞれの社会の現実に対応して形成した独自の考えであることを物語っている。またH・ジョージ思想を受容するさいに、日本では、キリスト教社会主義者の間で、決して無批判的にそれが入り入れられたのではなかったのに対して、中国では、孫文はあくまで単一租税制に傾倒して、ついに政府の一つの土地政策として実施するに至ったのである。

- ① 前掲単税経済学の序、p. 1-3.
- ② 宮崎民蔵『土地均享人類の大権』（『資料日本社会運動思想史』第四巻収録、東京、青木書店、一九六八年）「緒言」p. 415-418.
- ③ 同上。
- ④ このことについて、牧原憲夫氏の論文「宮崎民蔵の思想と行動——ある土地改革者の軌跡——」の中では次のように示されている。「民蔵の思想は小ブルジョア改革論としての一般的限界だけでなく、孫文の三民主義と比べて、民主主義の軽視、民族主義の欠落という大きな弱点を持ち、人民の主体性を全面的に認識しなかったことと結びついて、体制変革＝革命論に発展することができなかったのである。」（『歴史学研究』第四二六号に見える。）
- ⑤ 柳田泉『土地均享 人類の大権』解題、『明治文化全集』第六巻「社会篇」（日本評論社、昭和四十三年）p. 15-16.
- ⑥ 前掲安部磯雄『土地国有論』p. 35-15.
（追手門学院大学教授）

the Syufu-Gin 朱符銀 was promulgated. Feudal silver of Kaga-Han had degraded before the circulation of the Syufu-Gin and this degradation included the general currency.

2. This general currency had been established through commercial activities, and the system of the division of work was formed through the medium of this currency. So, when the government of Kaga-Han began some economic policies in the middle Kan'ei Period, it had to regard the monetary policy as one of the most important policies.

3. After the operation of economic policies, the government of Kaga-Han started the unifying circulation of high-grade coins, Syufu-Gin. Improving money in quality, the government aimed at building up the blocked feudal market and acquiring money of the Bakufu 幕府 in the domain of Kaga-Han. And then, changes of circumstances within the domain laid the foundation of the transformation into the Chōgin 丁銀 system, which means preparation for penetration of the Bakufu's power.

A Study of Henry George's Ideas in Japan and China

by

Takushu Ihara

This paper is a comparative study of the reception of Henry George's ideas in Japan and China. As we know, the American socialist Henry George presented his arguments in favour of a Single Tax system in his works *Our Land and Land Policy* and *Progress and Poverty*. His views not only marked a turning point in Western economic theory but they also exerted considerable influence in Japan and China.

In Japan, from the Popular Rights Movement to the Social Movement, and in China, from the Revolution of 1911 to the May Fourth Movement, land problems were connected with the Single Tax theory. The most fervent supporters of the Single Tax theory were the American missionary C. F. Garst in Japan and the Canadian missionary W. E. Macklin in China. They introduced the views of Henry George and exerted considerable influence on the land problems of the two countries. On the other hand, most people in Japan and China who eagerly espoused the views that George had put forward were Christians. Miyazaki Tamizo,

Abe Isoo and Sun Yat-sen were all Christians. Miyazaki's views on the restation of land rights were influenced by George's theory of Natural Law and by Christian humanitarianism, but they were also closely connected with Rousseau's natural rights theory. Both Abe Isoo and Sun Yat-sen considered George's views and Marxism to be parallel and regarded *Progress and Poverty* and *Das Kapital* as the classics of the nineteenth century. In particular, Sun Yat-sen advocated and put into practice a programme for the equalization of land rights based on George's Single Tax theory.

It should be pointed out that there were in fact a variety of reactions to Henry George's ideas when they reached both Japan and China. His ideas reached China later than they did Japan, but their impact on China was much greater than it was in Japan.

The October Revolution and Grain Prices

by

Shin-ichi Kajikawa

After the October revolution the Soviet Government inherited from the Provisional Government grain monopolies and fixed prices in its food policy. However, because of fixed prices, which sometimes encroached upon their production costs, the peasants wanted to provide grain not for the state organs but for the free markets and the collection of grain by those state organs was greatly hampered. On the other hand, because of continuously rising grain prices the local powers decided to fix them. Suffering from the unprecedented food crisis, the peasants and the workers becoming black market peddlers went around the countryside and sought grain. The mass movements' opposition to the food policy of the central Government grew spontaneously. This article mainly deals with the Bolshevik powers attitude to the masses, especially to the peasants during the grain problem and indicates one of the limits of the worker-peasant union in the early Soviet period.